

技 第 3 7 3 号  
建 不 第 6 6 6 号  
令 和 3 年 8 月 3 1 日

部 内 各 課 の 長

様

部 内 各 出 先 機 関 の 長

県 土 整 備 部 長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更（令和3年8月25日）に伴う工事及び業務の対応について（通知）

このことについて、令和3年8月27日付け事務連絡で国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別紙1のとおり通知がありました。

県発注の施工中の工事及び業務（以下「工事等」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年8月17日）に伴う工事及び業務の対応について（通知）」（令和3年8月24日付け技第351号及び建不第638号）及び「新型コロナウイルス感染症に係る職域接種を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年6月10日付け技第184号及び建不第330号）のとおり引き続き適切に対応するようお願いいたします。

なお、各市町村及び各建設業関係団体あてに、別途送付していることを申し添えます。

県土整備部

技術管理課企画調整班 043-223-3442

建設・不動産業課契約・審査班 043-223-3116